

機関番号：12613

研究種目：基盤研究(B)

研究期間：2008～2010

課題番号：20330101

研究課題名(和文) 現代日本の業務請負型間接雇用に関する社会学的研究

研究課題名(英文) A Sociological Study on Contractor's Indirect Employment System in Contemporary Japan

研究代表者

倉田 良樹 (KURATA YOSHIKI)

一橋大学・大学院社会学研究科・教授

研究者番号：60161741

研究成果の概要(和文)：

グローバル経済化による市場の不確実性に直面している現代の日本企業は、業務請負型間接雇用の導入によって雇用関係の市場化を実現しようとしている。業務請負型間接雇用は、いまや日本の労働市場において一定のセグメントとして定着している。業務請負型間接雇用で働く労働者に対しては、企業内労働組織において他のタイプの労働者と比べて特別に異なる人的管理の手法が適用されているわけではない。その生活環境は正社員に比べて顕著に劣位にあり、貧困の罠に陥るリスクに直面している。

研究成果の概要(英文)：

Recently Japanese companies are trying to introduce contractor's indirect employment system in order to cope with the uncertain product market. Contractor's indirect employment system has now established a certain position in the Japanese labour market. Regarding to the way of human resource management, people who are working in the contractor's indirect employment system are treated in the same way as other types of workers. Their living conditions are much inferior to that of regularly employed people. They are facing to the risk of poverty trap.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	3,000,000	900,000	3,900,000
2009年度	2,300,000	690,000	2,990,000
2010年度	2,400,000	720,000	3,120,000
総計	7,700,000	2,310,000	10,010,000

研究分野：産業労働社会学

科研費の分科・細目：社会学・社会学

キーワード：業務請負、間接雇用、雇用関係の市場化、非正規雇用

1. 研究開始当初の背景

日本企業は1990年代後半以降、グローバル経済化による市場の不確実性に直面するようになった。企業は深刻化する製品市場の不確実性に対応するため、労働市場においても従来とは異なる労働力の調達方法を指向するようになった。すなわち、多くの企業は従来のように内部労働市場に労働力を囲い込んで正社員として長期的に育成していく方式に過度に依存するのではなく、外部市場

からその時々が必要に応じて非正規労働力を期間限定で調達するための様々な方式を積極的に取り入れ始めた。企業は雇用関係を市場化させることで短期的な需要変動に対応できる可能性を確保することを重視するようになった。

この「雇用関係の市場化」という傾向のなかで、正規常用雇用に代替する様々な形態の非正規雇用の方式が導入されるようになったが、本研究が開始された2008年の時点で

において、「業務請負型間接雇用」は雇用関係の市場化を最も徹底させた雇用形態として、また最も拡大基調の著しい雇用形態として、多くの研究者の注目を集めるようになっていた。だが、その研究成果は十分なものとはいえなかった。そもそも業務請負型間接雇用という雇用形態を発生させる事業主体である「業務請負業」というビジネスが、どのような事業領域において広まっているのか、この事業を担う事業主はどのような人々であるのか、売上高や雇用人員数という点でどのくらいの市場規模に達しているのか、といった事実関係の認識についても、正確な情報が得られていなかった。さらには、業務請負型間接雇用が普及して雇用関係の市場化が一層進展することは、日本の雇用関係や日本社会全体にとってどのような意味を持っているのか、という社会科学的問題意識に基づく研究はまだ殆ど着手されていなかった。

本研究は業務請負型間接雇用に関する以上のような研究上の空白を埋めることを目指して開始された。

2. 研究の目的

本研究は現代日本の業務請負型間接雇用に関連して、以下の3つの研究課題について理論的、実証的に解明することを目的として実施された。

研究課題1

労働力需給媒介システムとしての業務請負型間接雇用を成立させている社会構造に注目し、請負企業・ユーザー企業・労働者という3つの行為主体による相互行為の構造を解明する。

研究課題2

業務請負型間接雇用の導入に伴うユーザー企業の労働組織の変容を分析する。

研究課題3

業務請負型間接雇用で働く労働者の生活過程を分析する。

3. 研究の方法

研究が着手された2008年春の時点では、「業務請負型間接雇用」を狭義に定義し、この雇用形態が典型的な形で表れている業種に的を絞ったインテンシブな事例研究を蓄積することを重要な目標として設定していた。そのさい「業務請負型間接雇用」を「事業主体としての業務請負企業に雇用され、その人事労務管理と指揮命令のもとにある労働者が、業務を委託した発注企業の事業所において就労することで成立する三者間の雇用関係」と定義した。このような厳密な定義にこだわった場合、この雇用形態が最も典型

的な形で広まっていたのは、製造業では自動車部品産業、サービス業では情報サービス産業のシステム保守運用分野であると考えられた。そこで研究を開始した当初においては、この二つを対象を絞って実態調査を実行することを想定していた。だが、そのような目論見は以下に述べる二つの事情から修正を迫られ、結果として本研究は業務請負型間接雇用を中心におきつつ、周辺に存在する様々な間接雇用の形態にまで対象を拡大して実施されることになった。

第一の事情は、2008年以後の経済環境の急変である。リーマンショックを起点とする世界的な不況のなかで、上記の二つの分野では、非正規雇用のリストラが行われ、業務請負型間接雇用も縮小の方向を辿ることとなった。労働市場規制緩和に関する政策転換の兆しが見られたこともあって、企業は「狭義の」業務請負型間接雇用にこだわるのではなく、雇用関係の市場化を維持していくための方策として、間接雇用の様々な方法を試みるようになった。リーマンショック後の不況が長期化するなかで、派遣労働者や独立請負事業者を含め、広義の意味における間接雇用の諸形態を追求する試みが日本のあらゆる業種の企業において試みられるようになった。このため本研究においても、自動車部品産業とシステム保守運用サービス業における狭義の業務請負型間接雇用だけにこだわることなく、対象を拡大して研究を行うことになった。

本研究において、業務請負型間接雇用を狭義に定義して純粋な形態にこだわることを止め、研究対象を拡大していくこととなった第二の事情として以下の点を上げることができる。もともと「業務請負型間接雇用」という事業形態はその内部にある種の矛盾を内包している。もし「業務請負」という側面を純化して事業を展開するならば、ユーザー企業にとって重要なのは、業務やサービスの提供であり、人員の提供という要素は重要ではなくなる。従ってこの方向を純化していけば、その事業は単なる業務委託という方向に変換していくことになる。反対に「間接雇用」という側面を純化して事業を展開すれば、ユーザー企業にとって重要なのは、人員の提供であり、業務やサービスの提供という要素は重要ではなくなる。従ってこの方向を純化していけば、その事業は労働者派遣事業に近づいていくことになろう。業務請負型間接雇用という事業形態はこのような矛盾を内部に孕んでいるため、周辺にある様々な形態の人材関連ビジネスとの間を流動しているのである。本研究では、このような事情を重視して、狭義の「業務請負型間接雇用」だけに研究対象を限定するのではなく、その周辺にある様々な人材ビジネスにまで対象を拡大し

ていくことになった。

4. 研究成果

研究成果の各論については、次項の「主な発表論文等」にリストアップした論文や学会報告によって、すでにいくつかの公表を行っている。またこの研究を理論面で支えた「雇用関係の構造化理論」に関連した理論研究の成果については、研究代表者の論文によって詳述したのでこの報告書のなかでは言及しない。先に記した研究目的に立ち返り、本研究の成果を総論的に述べれば、以下のように要約することができる。

業務請負型間接雇用とは、三者間からなる間接雇用の雇用関係である。本研究では、業務請負型間接雇用の担い手である三つの行為主体の関係を以下のように解釈して、これらの研究対象にアプローチした。

第一の行為主体は請負企業である。請負企業は、業務請負というビジネスの担い手であると同時に、労働力を調達して顧客先に提供する担い手でもある。第二の行為主体はユーザー企業である。ユーザー企業は、自社の生産活動の一部を切り出して請負企業に業務発注を行い、その際に必要な労働力を確保している。ユーザー企業は、通常、確保された労働力の人数と時間数に応じて算出される料金、という形で請負企業への支払いを行っている。第三の行為主体は、請負企業に雇用され、ユーザー企業の職場空間で働く労働者である。労働者は雇用主である請負企業から賃金を支払われている。

本研究では請負企業を主たる観察対象として、労働力媒介システムとしての業務請負型間接雇用の構造分析(研究課題1)を行い、ユーザー企業を主たる観察対象として業務請負型間接雇用の労働過程分析(研究課題2)を行い、労働者を主たる観察対象として業務請負型間接雇用の生活過程分析(研究課題3)を行った。

(1) 研究課題1

研究課題1に関しては、以下のようなことが明らかになった。業務請負型間接雇用という形態によって労働力需給を媒介する人材ビジネスに従事する個々の事業主を捉えて、その変遷を観察した場合、景気変動に応じた増大・減少、参入・撤退・再参入というめまぐるしい変動が見出される。その限りでは業務請負型間接雇用という雇用形態は、日本の労働市場全体からすれば、弱小事業主によって担われているマージナルな存在であるようにも見受けられる。

だが00年代においてこの形態の労働力媒介システムを活用しているユーザー企業の雇用関係を過去まで遡って観察した場合、これら企業の多くでは、すでに1980年代頃か

ら広義の意味での間接雇用による労働力需給媒介システムを活用し始めていることが明らかになった。これらの企業では、様々な形態による間接雇用への依存状況が徐々に深まり、00年代にいたってここから脱することが困難なロックイン状態にまで至っているものと思われる。従って、この形態による雇用量が短期的な増減を繰り返す不安定なものであることや、ブローカーとしての請負事業主の事業基盤が脆弱なものであることをもって、業務請負型間接雇用という雇用形態が縁辺的な存在であると見なすのは正しくない。さらには、業務請負型間接雇用の周辺には類似した多様な間接雇用の形態が次々に生まれており、広義の意味での間接雇用の仕組みは、広範な業種において広がりつつある現状にあることが分かった。ただしその市場規模に関する正確な統計的な把握は今後の課題として残されている。

(2) 研究課題2

研究課題2に関しては、以下のことが明らかになった。業務請負型に限らず、一般に間接雇用という雇用形態で働く労働者の増大によって、ユーザー企業の労働組織や労働過程に顕著な変容が生じている、という事実は見出されない。間接雇用の形態で働く労働者と直接雇用の形態で期間工・パートタイマー等として働く労働者は、一部の例外的な事例を除けば、同じ職場のなかに混在していることが一般的であった。行政が課している「業務請負四要件」の趣旨に従って、請負業者がきちんとした管理体制を実行しているケースであっても、請負業者が担当する職場とユーザー企業の正社員等が直接雇用の形態で働いている職場は並行、隣接しており、両者の職場状況を比較観察すれば、労働組織の編成に関して明確な区分や相違があるわけではなく、むしろ請負業者が担当する職場は同質業務のなかの数量調整のためのバッファーとして位置づけられているに過ぎないことがわかる。

業務請負型間接雇用の導入が始まる以前の職場と導入以後の職場とを正確に比較観察して、どのように状況が変化したのかを客観的に明らかにすることは困難であるが、ユーザー企業の管理者を対象に行った聞き取りによれば、職場作業組織の編成という点で大きな変容は起きていない、ということが確認された。生産される製品やサービスの品質が劣化しているという証拠も今のところ見出すことができなかった。ただし、間接雇用の人員の拡大が、現場労働者全体の技能形成という点でどのような長期的な影響をもたらすのか、という点についてはさらに継続的な観察が必要であるように思われる。

(3) 研究課題3

研究課題3に関しては、以下のことが明らかになった。業務請負型に限らず、間接雇用で働く労働者は、もともと出身階層、学歴、資産、住居などの点で正規雇用の労働者よりも不利な条件のもとで生活を送ってきた。間接雇用という雇用形態は、一般に住居の不安定性や地域社会との紐帯の欠如、といった生活者としての不利益を伴う傾向が強く、この意味で貧困のサイクルに陥るリスクに直面している。また職業的な技能形成機会という点でも請負業者の配慮は充分なものではなく、この点も貧困サイクルからの脱却を難しいものにしてきた。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計12件)

- ①倉田良樹、「構造化理論から知識の社会学へ(2)」、『一橋社会科学』、査読無、第3巻、2011年、pp.1-24。
(上記論文は一橋大学機関リポジトリで公開しています。
<http://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/ir/index.html>)
- ②宣元錫、「韓国における外国人雇用システム」、『東アジアの越境労働と地域秩序』筑波大学大学院人文社会科学研究所、査読無、2010年、pp.115-130.
- ③宣元錫、「移民政策のマネジメント化：保守政権下の韓国の移民政策」、移民政策学会編『移民政策研究』2号、現代人文社、査読無、第2号、2010年、pp.105-119.
- ④宣元錫、「動き出した韓国の移民政策」、『世界』、査読無、第797号、2009年、pp.239-250.
- ⑤宣元錫、「韓国の「外国人力」受入れ政策—雇用許可制を中心に—」、『総合政策研究』、査読無、第18号、2009年、pp.157-169.
- ⑥西野史子、「グローバル経済下の日本の労働市場—若年非正社員を中心に—」、『神戸学院大学東アジア産業研究センターNews Letter』、査読無、第3巻、2009年、pp.3-6.
- ⑦津崎克彦、「非正規雇用の多様化と基幹化」、『一橋社会科学』、査読有、第7号、2009年、pp.53-92。
(上記論文は一橋大学機関リポジトリで公

開しています。

<http://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/ir/index.html>)

- ⑧倉田良樹、「構造化理論から知識の社会学へ(1)」、『一橋社会科学』、査読無、第7号、2009年、pp.1-52。
(上記論文は一橋大学機関リポジトリで公開しています。
<http://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/ir/index.html>)
 - ⑨津崎克彦、「フリーター経験の持つ意味～流通小売業チェーン店舗勤務者に見る仕事と意識～」、一橋大学・雇用政策研究会 Discussion Paper、査読無、NO.11、2009年、pp.1-21.
 - ⑩宣元錫、「韓国における外国人政策の新たな展開—外国人の地位と統合政策—」、『移民とともに変わる地域と国家』(トランスボーダーの人類学国際シンポジウム報告集)(国立民俗学博物館)、査読無、2009年、pp.185-206.
 - ⑪宣元錫、「韓国の「外国人基本法」と「統合政策」の展開」、『法律時報』(日本評論社)、査読無、第81巻3号、2009年、pp.78-83.
 - ⑫津崎克彦・倉田良樹・荒井一博、「平成不況下の人的資源管理改革による従業員意識の個人化：市場化する雇用関係」、『一橋社会科学』、査読無、第4号、2008年、pp.183-214。
(上記論文は一橋大学機関リポジトリで公開しています。
<http://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/ir/index.html>)
- [学会発表] (計8件)
- ①Sun Wonsuk, “Cross-Bordering Employment System in Asia : Focused on the Employment Permit System (EPS) in Korea”、Association for Asian Studies (AAS) in Honolulu, Apr. 1st 2011, Honolulu, Hawaii, U. S. A.
 - ②宣元錫、「韓国の外国人政策」、入管局高等科研修(招待講演)、2010年11月18日、法務省(東京)。
 - ③宣元錫、「日本の移民政策を展望する—失った20年とこれからの20年—」、「外国人看護師、今後の展望」シンポジウム(招待講演)、2010年9月26日、青山学院大学(東京)。

- ④宣元錫、「韓国の移民政策-単一民族思想からの脱却」、「多文化共生」を考える研修会 2010、兵庫県国際交流協会(招待講演)、2010年8月25日、海外移住と文化の交流センター(神戸市)。
- ⑤宣元錫、「マネジメント化する韓国の移民政策」、移民政策学会、2009年5月16日、明治大学。
- ⑥宣元錫、「日本と韓国の移民政策の動向」、「トランスナショナル・トランスカルチュラルな比較地域研究」国際シンポジウム、2009年2月14日、東京外国語大学。
- ⑦西野史子、「グローバル時代の日本の労働市場-若年非正社員を中心に-」、神戸学院大学東アジア産業研究センター公開セミナー招待講演(アジア政経学会全国大会)、2008年10月12日、神戸学院大学。
- ⑧宣元錫、「『鎖国』から『開国』へ-韓国の「雇用許可制」の構造と外国人労働者雇用実態-」、社会政策学会 第117回大会、2008年10月11日、岩手大学。

[図書] (計2件)

- ①津崎克彦、「第4章 フィリピン人エンターテイナーの就労はなぜ拡大したのか」、五十嵐泰正編『労働再審 第2巻 越境する労働と移民』(大月書店)、2010年、pp. 189-230。
- ②倉田良樹、『市民の社会史：戦争からソフトウェアまで』一橋大学社会学部(編)、彩流社、2008年、pp. 199-217。

[その他]

研究成果HP

<http://www.y-kurata.com/dpkaken/dptop.htm>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

倉田 良樹 (KURATA YOSHIKI)
一橋大学・大学院社会学研究科・教授
研究者番号: 60161741

(2) 研究分担者

西野 史子 (NISHINO FUMIKO)
一橋大学・大学院社会学研究科・准教授
研究者番号: 40386652

(3) 連携研究者

宣 元錫 (SUN WONSUK)
大阪経済法科大学・アジア太平洋研究セン

ター・客員研究員

研究者番号: 10466906

(4) 研究協力者

津崎 克彦 (TSUZAKI KATSUHIKO)
東京海洋大学・海洋科学部・非常勤講師
研究者番号: 00599087